

第35回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成29年 5月26日(金) 8時58分～9時58分

2 場 所 阿久根市役所大会議室(東)

3 出席委員(12人出席)

① 新穂 敏憲 ② 坂口 輝美 ③ 富永 勝志 ④ 石原 千代年
⑤ 堂後 善人 ⑥ 尻無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 平田 修二
⑨ 京田 提樹 ⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

5 議事日程

諮問第 3号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第23号 非農地証明願いについて

議案第24号 農用地利用集積計画について

議案第25号 農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段面積)の見直し
について

その他(報告等)・・・なし

6 農業委員会事務局等出席職員

○ 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)
新坂 謙二 (次長兼管理係長)
上脇 重樹 (管理係)
榎木 海斗 (管理係)
酒井 結華子 (管理係)

○ 農政課 野中 義昭 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

おはようございます。定刻より若干早いですが、皆様お揃いですので、ただ今から第35回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名であります。議長において、3番 富永 勝志委員、4番 石原 千代年委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第35回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3 諸報告であります。4月26日、平成29年度第1回阿久根市農村環境改善センター運営協議会に出席いたしました。

5月9日には、北薩地区農業委員会連絡協議会総会に出席いたしました。

10日には、鹿児島県農業会議の5月定例常設審議委員会に出席いたしました。

11日には、鶴翔高等学校農業後継者育成対策協議会の会計監査を行い

ました。

22日には、平成29年度阿久根市農業青年クラブ“AGRIS”の総会に出席いたしました。

23日には、平成29年度市町村農業委員会会長・事務局長会議に局長と出席いたしました。

24日には、阿久根市農政推進会議に、松下委員と富永委員と出席いたしております。

25日には、鹿児島いずみ農業協同組合の第25回通常総代会に出席いたしました。

私からは以上であります。皆さん方からありましたなら、その他のところでお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4 諮問第3号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。

それでは農政課の説明を求めます。

農政課 (野中 義昭)

おはようございます。

今回、3件の農業経営改善計画の認定申請があり、第3者機関の意見聴取のため、農業委員会に対し、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものです。

認定要件としましては、農業経営基盤強化促進法第12条第4項に基づき、阿久根市の基本構想、農用地の効率的な利用、経営改善計画の達成見込み、並びに農林水産省経営局長通知の認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインに基づいて判断するよう通知されているところです。

なお、年齢制限等については、画一的に適用せず、市町村の独自基準により弾力的に運用するものです。

また、去る5月15日に行いました関係機関・団体による農業経営改善計画認定審査会において審査を行い、認定することは適当であるという意

見に達したところです。

それでは、資料の説明をいたします。

(諮問資料にて説明)

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

農政課の説明は、認定しようとするものであります。

諮問のとおり、認定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第5 議案第 22号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 （上脇 重樹）

議案第22号について、説明いたします。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、4件です。

それでは、整理番号順に御説明いたします。

まず、整理番号1の事件です。

農業委員会意見書及び審査票1ページ及び2ページ並びに地図1ページ及び2ページをご覧ください。

本件は、一般住宅用地への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から南東へ約〇. 〇キロメートル、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇メートル西側です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請譲受人は、本市〇〇区に居住されている〇〇〇氏です。

譲受人は、現在借家住まいであることから、自己居住用の一般住宅を建築するため本件を申請されました。

申請地は、整地が行われ、一般住宅が建設されます。なお、申請面積は、一般住宅目的の面積基準の上限500平方メートルを上回りますが、形状が三角形に近い不整形であること、隣接農地と高低差があるため保護法面が必要であることから、実際に建物敷地となる面積は490平方メートルとなります。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に市道側溝へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号2の事件です。

農業委員会意見書及び審査票3ページ及び4ページ並びに地図3ページ及び4ページをご覧ください。

本件は、駐車場、庭及び菜園用地への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所〇〇〇〇〇から南西へ約〇〇〇メートル、〇〇〇〇〇の〇〇〇メートル北側です。

申請地の農地の区分は、300メートル以内に肥薩おれんじ鉄道〇〇〇〇〇駅が存在する農地であり、第3種農地に該当します。

申請譲受人は、本市〇〇区に居住されている〇〇〇〇〇氏です。

譲受人は、現在申請地の隣接地にある居宅を借りて居住されていますが、この居宅を購入されるに当たり、駐車場が不足すること及び申請地が当該隣接地と一体となっており申請地と隣接地を一括して購入しなければ双方の土地の利用に支障を生じることから、本件を申請されました。

申請地は、既に駐車場、庭及び菜園に供されています。これは、譲渡人が許可申請を怠ったまま工事されたものであり、このことについては始末書が提出されています。

また、一体利用地を含めた合計面積は、一般住宅目的の面積基準の上限500平方メートルを上回りますが、隣接地と高低差があるため保護法面が必要であることから、実際に建物及び申請目的敷地となる面積は約460平方メートルとなります。

申請地の排水は、里道を経由して市道側溝へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして整理番号3の事件です。

農業委員会意見書及び審査票5ページ及び6ページ並びに地図5ページ及び6ページをご覧ください。

本件は、一般住宅用地への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所から南へ約〇キロメートル、〇〇〇〇〇の〇〇〇m南側です。

申請地の農地の区分は、都市計画区域の第1種中高層住居専用地域内農地であり、第3種農地に該当します。

申請譲受人は、本市〇〇区に居住されている〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏で

す。

譲受人は、現在借家住まいであることから、自己居住用の一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は、整地が行われ、一般住宅が建築されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に市道側溝へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

続きまして、整理番号4の事件です。

農業委員会意見書及び審査票7ページ及び8ページ並びに地図7ページ及び8ページをご覧ください。

本件は、一般住宅用地への転用を目的とする売買による所有権移転です。

申請地の位置は、市役所から北東へ約〇.〇キロメートル、〇〇〇の南側です。

申請地の農地の区分は、都市計画区域の第1種低層住居専用地域内農地であり、第3種農地に該当します。

申請譲受人は、本市〇〇に居住されている〇〇〇〇氏です。

譲受人は、現在借家住まいであることから、自己居住用の一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は、約2メートルの盛土造成が行われ、一般住宅が建築されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に都市下水路へ流水されます。

その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

5 番委員 (石原 委員)

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、報告します。

5 月 1 0 日、7 番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは、整理番号 1 から順に報告します。

整理番号 1 につきましては、申請地周辺は、南側は市道、それ以外は畑でした。

計画されている一般住宅は、平家建てであり境界から一定程度離して建築されること、流水処理は市道側溝へ流すこと、土砂等の流出防止のため隣接農地との境界にはコンクリートブロック塀が設置されることなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

また、転用面積については、申請地が不整形であること及び隣接農地の保護のために法面が必要であることから妥当であります。

さらに、申請地周辺の非農地及び第 3 種農地を転用目的地として検討されましたが確保できなかつたことから申請地以外に適地はないと認められます。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

続いて、整理番号 2 につきましては、申請地周辺は、北側は市道、南側は宅地、西側及び東側は畑でした。

現地は、すでに駐車場、庭及び菜園となっておりました。

流水は南側の里道を経由して市道側溝に流れております。現状から周辺農地への悪影響は確認できませんでした。

転用面積については、隣接農地の保護のために法面が必要であることから妥当であります。

また、菜園については、隣接する宅地と一体のものであります。

なお、許可なく転用されていることについては、始末書の内容を踏まえ、原状回復の必要はないと判断しました。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

続いて、整理番号3につきましては、本件は、平成22年5月25日第23回総会決議に基づき、事務局による事前調査により現地調査を省略しましたので、現地調査当日、申請書類及び事務局の報告により調査を行いました。

申請地周辺は、北側は市道、東側及び西側は宅地、南側は畑でした。

計画されている一般住宅は、平家建てであり、境界線から一定程度離して設置されるため、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

続いて、整理番号4につきましては、申請地周辺は、北側及び東側は水路、南側は宅地、西側は畑でした。

計画されている盛土造成は境界付近に石垣及びコンクリート擁壁を施工し土砂の流出の恐れがないこと、一般住宅は平家建てであり境界から一定程度離して建築されること、流水処理は都市下水路へ流すことなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含め申請内容については、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

以上です

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番委員 (堂後 委員)

意見書及び審査票において、10アール当たりの平均収穫高は、どの様に算出しているか教えてください。また、整理番号2の審査票の申請地の

面積が違うようですが、訂正が必要か教えてください。

事務局（上脇 重樹）

2番目の質問の、面積については、誤植でございますので、357㎡に訂正をお願いします。申し訳ございませんでした。

10アール当たりの平均収穫高の欄ですが、記載の方法につきましては、鹿児島県の農地転用の手引きに様式が定まっており、その中に書き方の指示がしてございます。その当該農地の含まれる地域の代表する作物で平均的な収穫高を記載することとなっています。申請書については、申請人が記載したものを審査しているため、実際の作付されたものではなく、地域の代表的な作物の反収から、優良農地であるかの判断基準として記載されているところです。

議長（田嶋 輝男）

整理番号1になりますが、法面からどの程度離す必要があるのかの説明をお願いします。

事務局（上脇 重樹）

建築基準法では、土地の高さが2メートル以上になれば、高さの2倍離すこととなります。この件については、法尻からになりますので、5メートルの2倍以上の10メートル以上離すこととなります。

9番委員（京田 委員）

協議会にしてください。

議長（田嶋 輝男）

協議会に切替えます。

（ ～ 協議会 ～ ） 9：22 ～ 9：37

議長 (田嶋 輝男)
本会に戻します。
他に、質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。
また、本件は農業委員会ネットワーク機構への意見聴取は不要であります。したがって、調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第6 議案第23号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また、本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については、「荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査」で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7議案第 24号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、平成29年農用地利用集積計画書第5号について提案いたします。この議案書の公告年月日は平成29年6月1日となります。

(議案資料にて説明)

以上、農地銀行活動調査票及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。なお、議案第24号平成29年農用地利用集積計画書第5号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 8 議案第 2 5 号

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積（別段面積）の見直しについてを
議題といたします。

それでは事務局に説明を求めます。

事務局 (酒井 結華子)

それでは、議案第 2 5 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積（別段面積）の見直しについて説明させていただきます。

「議案第 2 5 号 資料」の 1 ページから 2 ページをご覧ください。

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の原則では、農地の所有権移転や利用権を設定する場合の下限面積は 5 0 アールとなっています。

ただし、農業委員会は、同法施行規則第 1 7 条第 1 項に定められた三つの基準にしたがい、別段の面積を定めることができることになっております。

この三つの基準とは、設定区域が自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一であること、別段の面積は 1 0 アール以上でアール単位であること、設定区域内において別段の面積未滿で営農している農家の数が設定区域内の全農家の数の 4 0 パーセント以上であることであります。

本市においては、平成 2 1 年に、設定区域を市内全域として、下限面積

を別段である30アールと定めております。

また、下限面積については、農業委員会の適正な事務実施を求めた国の通知により、毎年、検討を行うこととなっております。

検討の内容は、同法第30条の規定に基づく利用状況調査、農林業センサス等の結果等に基づき行うこととされております。

本農業委員会では、毎年5月の総会において、農林業センサスの結果を基に当該検討を行っております。

そこで、本年においても、昨年までと同様、農林業センサスの結果を基に検討を行うこととさせていただきます。

農林業センサスの結果を基にした検討資料は、資料2ページをご覧ください。

第1号の条件、設定区域については、現在は、設定区域を市全域としています。

本市の自然的条件、経済的条件は、昨年5月からこれまで、いずれも著しい変化はないと判断しております。

第2号の条件、別段面積の単位については、第3号の条件の後に御説明いたします。

第3号の条件、設定区域内の全農家数に対する経営耕地面積が下限面積未満の農家数の割合については、表をご覧ください。

本市の全農家数は、929戸です。

これに対し、経営耕地面積が30アール未満の農家は436戸で全農家の46パーセント、経営耕地面積が20アール未満の農家は245戸で26パーセント、経営耕地面積が10アール未満の農家は15戸で1パーセントとなっております。

なお、40アール未満及び50アール未満の農家数については、2015農林業センサスのデータを取得することができないことから、その割合を算出することができません。

したがって、第3号の条件を満たす経営耕地面積は30アールです。

第2号の条件、別段面積は10アール以上でアール単位であることについては、別段面積を30アールとした場合は、これを満たします。

よって、本市の下限面積を30アールとすることについては、農地法施行規則第17条第1項の基準をすべて満たすことから、見直しの結果、下限面積は、30アールとすることとしております。

参考までに、3ページには県内の別段面積の設定状況一覧を載せております。

このうち、日置市では、5月1日から農用地区域内農地では20a、農用地区域外農地では1aと設定されました。

これは、農地法施行規則第17条第2項により、農業の経営体が不足し、農地の遊休化が深刻な状況にあり、新規就農等を促進しなければ農地の保全および有効利用が図られない場合は、同条第1項の基準にかかわらず、新規就農を促進するために適当と認められる面積とすることができることから設定されたものです。

この項を適用すれば、下限面積を日置市などのように10アール未満とすることができます。

農地の遊休化が深刻な状況にある本市でも、同項の適用について検討する必要があると考えます。

以上で説明を終わりますが、何卒よろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

事務局としましては、説明のとおり、また、県下各市の状況も勘案し、これまでどおり下限面積を30アールのまま据え置きたいとの考えであります。これについて、質疑、意見等がありましたらお願いします。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

無いようですので、下限面積については、これまでどおり、30アールに据え置くことにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については30アールのまま据え置くことに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

事務局からは、ありませんか。

事務局 (新坂 謙二)

ございません。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9 : 5 8